

## ◎建築士法の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第九二号)(衆)

### 一、提案理由(平成二六年六月二三日・衆議院本会議)

○梶山弘志君 たいいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約等について、書面による契約締結を義務づけること、

第二に、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計等の業務について、一括再委託を禁止すること、

第三に、管理建築士は、その建築士事務所を受託可能な業務量の設定等の技術的事項を総括すること、

第四に、建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、建築士免許証等を提示しなければならないこと、

第五に、建築設備士の名称を法律上規定し、建築士は、延べ

面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計等を行う場合に、建築設備士の意見を聞くよう努めなければならないこと  
などでありませう。

本案は、去る六月十一日の国土交通委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

何とぞ速やかに御決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院国土交通委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○藤本祐司君 たいいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに建築主等への情報開示の充実を図るため、設計受託契約等の原則、及び延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務を定めるものです。また、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止、管理建築士の業務の明確化、建築士免許証の提示義務等について定めようとするものです。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。